参考資料３

# コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について

令和８年１０月２１日
総合教育政策局長決定

１　趣旨

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校をいう。以下同じ。）は、平成１６年に地域や保護者が学校運営に参画する仕組みとして制度化され、その後、平成２９年に設置が努力義務となり、各地域での導入及び取組が着実に進んでいる。

一方、子供を取り巻く環境の変化や課題の多様化・複雑化により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える必要性が高まっており、コミュニティ・スクールが地域と学校が一体となって課題解決に向けて取り組むための仕組みとして機能することが期待されるようになっている。

「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）」（令和８年８月２１日中央教育審議会生涯学習分科会）においても、子供の教育について、学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担う環境への転換を図っていく必要性が指摘され、その基盤となるコミュニティ・スクールの導入促進と運営の実効性向上や地域学校協働活動の更なる推進等による地域と学校の連携・協働体制の強化を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、今後のコミュニティ・スクールの在り方及び推進方策について検討を行うため、「コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

２　検討事項

（１）コミュニティ・スクールの在り方
（２）コミュニティ・スクールの推進方策
（３）その他

３　開催方法

（１）検討会は別紙に定める有識者により構成する。
（２）検討会には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
（３）必要に応じて、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。

４　開催期間

令和８年１０月２１日から令和１０年３月３１日までとする。

５　その他

（１）検討会に関する庶務は、こども家庭庁成育局成育環境課及び総務省地域力創造グループ地域振興室の協力を得て、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
（２）その他検討会の運営に必要な事項は別に定める。

（別　紙）

# コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会
# 委員名簿

| | | |
|---|---|---|
| ◎ | 安齋　　宏之 | ふくしま学校と地域の未来研究所代表 |
| | 井上　　直寛 | 京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長 |
| | 小見　まいこ | NPO 法人みらいず works 代表理事 |
| | 柴田　彩千子 | 東京学芸大学学長補佐・総合教育科学系教授 |
| | 菅　　新汰 | 萩市地域おこし協力隊<br>（萩市教育委員会教育政策課／一般社団法人 motibase） |
| | 髙山　　邦美 | 千葉市立弥生小学校校長 |
| | 仲田　　康一 | 法政大学キャリアデザイン学部教授 |

（オブザーバー）

| | |
|---|---|
| 貝ノ瀬　　滋 | 全国コミュニティ・スクール連絡協議会顧問<br>三鷹教育・子育て研究所所長 |
| 志々田まなみ | 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 |

◎：座長

（敬称略、五十音順）